

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 1
◎土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 3
公 告	
○高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の募集	(県民生活・男女共同参画課) 3
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○港湾隣接地域の指定の変更に伴う公聴会の開催	(港湾・海岸課) 5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	5
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
正 誤	
○正誤（平26・2・14付け 告示）	7

## 告 示

### 高知県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地
-------	-----------	-------------

	たる事務所の所在地	並びにサービスの種類
平成26年8月12日	有限会社クリス・プロジェクト 土佐市高岡町甲1889番地37号	病院通薬局 土佐市高岡町甲1893-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

### 高知県告示第534号

越知町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年8月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（MMS測量）
- 作業期間  
平成26年8月28日から同年10月31日まで
- 作業地域  
高岡郡越知町の一部

### 高知県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
209-97-022	ナゴヤ谷川	土佐清水市緑ヶ丘（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-023	赤毛川	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-026	戒谷川	土佐清水市戒町及び清水（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97	汐見谷	土佐清水市汐見町（別	土石流

-027	川	紙図面のとおりに）	
209-97-028	オノ谷川（1）	土佐清水市加久見、加久見入沢町及び清水（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-029	オノ谷川（2）	土佐清水市加久見及び加久見入沢町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-030	ウマザ谷川	土佐清水市加久見及び加久見新町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-038	浜谷川（1）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-039	浜谷川（2）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-040	西牧山谷川	土佐清水市越前町、小江町、寿町、幸町及び清水（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-210	広畑谷川	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-218	加久見入沢谷川（1）	土佐清水市加久見入沢町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-219	加久見入沢谷川（2）	土佐清水市加久見入沢町（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-507	旭谷川	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	土石流
I-4122	厚生町（1）	土佐清水市浦尻及び厚生町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-4123	小碓	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4125	浦尻（2）	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4126	浦尻（3）	土佐清水市浦尻及びグリーンハイツ（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4129	緑ヶ丘（1）	土佐清水市浦尻及び緑ヶ丘（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4130	旭町（1）	土佐清水市旭町、浦尻及び緑ヶ丘（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4131	旭町（2）	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4132	旭町（3）	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4133	鹿児ヶ丘	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4134	戎町（1）	土佐清水市市場町、戎町、清水及び本町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4135	市場町	土佐清水市市場町、寿町、栄町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4136	小江町（1）	土佐清水市小江町、寿町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4137	小江町（2）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面	急傾斜地の崩壊

		のとおり）	
I-4138	元町	土佐清水市元町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4140	幸町	土佐清水市幸町、清水及び天神町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4141	汐見町	土佐清水市越前町、加久見入沢町、汐見町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4143	加久見南	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4144	加久見東	土佐清水市加久見及び加久見新町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4145	加久見（1）	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4146	加久見タカラ山	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4147	加久見西	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4149	広畑（西）	土佐清水市加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4193	天神町	土佐清水市天神町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8402	厚生町（2）	土佐清水市浦尻及び厚生町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8403	緑ヶ丘（2）	土佐清水市浦尻及び緑ヶ丘（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-8406	浦尻（4）	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8407	浦尻（5）	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8408	旭町（4）	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8409	旭町（5）	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8410	旭町（6）	土佐清水市旭町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8411	戎町（2）	土佐清水市戎町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8412	小江町（3）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8413	小江町（4）	土佐清水市小江町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8414	越前町	土佐清水市越前町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8415	加久見入沢町（1）	土佐清水市加久見入沢町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8416	加久見入沢町（2）	土佐清水市加久見、加久見入沢町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8418	加久見新町（1）	土佐清水市加久見及び加久見入沢町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-8419	加久見新町(2)	土佐清水市加久見、加久見入沢町及び加久見新町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8420	加久見新町(3)	土佐清水市加久見及び加久見新町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8421	加久見(2)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8422	加久見(3)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8423	加久見(4)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8424	加久見(5)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8432	加久見(6)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-374	緑ヶ丘(3)	土佐清水市浦尻及び緑ヶ丘(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-376	小江町(5)	土佐清水市小江町、清水及び浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-377	加久見(7)	土佐清水市加久見及び養老(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-378	加久見(8)	土佐清水市加久見(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4110	大浜(1)	土佐清水市大浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4111	大浜東	土佐清水市大浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-4112	大浜西	土佐清水市大浜及び中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4113	大浜(中)	土佐清水市大浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4114	中浜(1)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4115	中浜(2)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4116	東谷	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4117	中の浜(東)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4118	中ノ浜	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4119	中の浜(中)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4120	中の浜(西)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-4121	川西	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8396	大浜(2)	土佐清水市大浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8397	大浜(3)	土佐清水市大浜及び中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8398	大浜(4)	土佐清水市大浜及び中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8399	中浜(3)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

II-8400	中浜(4)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-8401	中浜(5)	土佐清水市中浜(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新居中島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市新居字足原 5380番から 土佐市新居字弘岡前 2489番1まで	前	A	10.8 } 190 17.3
		B	9.2 } 180 13.9
	後		9.2 } 180 13.9

公 告

高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和45年高知県条例第1号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。  
平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立交通安全子どもセンター(以下「交通安全子どもセンター」という。)
  - (2) 施設の場所

高知市比島四丁目8番地

(3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 交通安全子どもセンターの許可施設等の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 交通安全子どもセンターのゴーカートの利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 交通安全子どもセンターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 交通安全指導の実施に関する業務

(5) 交通安全子どもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、交通安全子どもセンターの利用において、県民の平等利用を確保し、交通安全子どもセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、交通安全子どもセンターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成26年9月16日（火）から同年10月22日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月20日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>）からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
県は、指定管理者と交通安全子どもセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課  
電話番号088-823-9319  
ファクシミリ番号088-823-9879

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。  
なお、平成26年8月15日付け公告（狩猟免許試験の実施）は、廃止する。  
平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験を実施する日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する狩猟免許の種類
平成26年10月5日 午後1時から	仁淀川町立中央公民館	わな猟免許

〃	〃	12日	西土佐ふれあいホール	〃
〃	〃	26日	禰原町役場 2階	〃
〃	〃	11月16日	安芸市総合社会福祉センター	〃
〃	〃	12月13日 午前10時から	四万十市立中央公民館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃	〃	14日	〃	わな猟免許
平成27年1月17日	〃	〃	高知県立大学（池キャンパス）	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃	〃	18日	〃	わな猟免許

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

免許申請書は、高知県産業振興推進部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

免許申請書は、高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成26年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる	開発許可を受けた
------	-----------	----------

	地域の名称	者の住所及び氏名
平成26年8月1日 26高都計第247号	(2工区) 吾川郡いの町字坊ヶ 崎1700番8ほか	吾川郡いの町1700 番地1 いの町長 塩田 始
平成26年8月21日 26高幡土開第4号	四万十市古津賀字イ ケノハナ3605番5ほ か	四万十市古津賀 2286番地15 創造開発株式会社 代表取締役 佐 田 末喜

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定により港湾隣接地域の指定を変更しようとするので、同条第2項の規定により次のとおり公聴会を開催する。

平成26年9月16日

下の加江港港湾管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 港湾隣接地域の範囲を変更して指定しようとする地域  
下の加江港港湾隣接地域
- 2 港湾隣接地域の指定の変更の内容  
昭和37年11月20日付け高知県公報第4441号で指定した港湾隣接地域の範囲を次のとおり変更する。

下の加江港港湾隣接地域として指定する範囲

- 標点 位置
- 1 土佐清水市下の加江字小串142番地先の標柱
  - 2 標点1の地点から225度100メートルの地点
  - 3 標点2の地点から210度90メートルの地点

標点1の地点から125度に引いた線、標点1の地点から標点3の地点までを順次に直線で結んだ線、標点3の地点から120度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域、

- 標点 位置
- 4 土佐清水市下の加江字南松原2880番地先の標柱
  - 5 標点4の地点から20度60メートルの地点
  - 6 標点5の地点から52度35メートルの地点
  - 7 標点6の地点から25度90メートルの地点
  - 8 標点7の地点から342度50メートルの地点
  - 9 標点8の地点から300度50メートルの地点
  - 10 標点9の地点から335度110メートルの地点
  - 11 標点10の地点から330度100メートルの地点
  - 12 標点11の地点から325度100メートルの地点
  - 13 標点12の地点から231度63メートルの地点

- 14 標点13の地点から320度30メートルの地点
  - 15 標点14の地点から311度193メートルの地点
  - 16 標点15の地点から313度38メートルの地点
- 標点4の地点から290度に引いた線、標点4の地点から標点16の地点までを順次に直線で結んだ線、標点16の地点から224度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域、
- 標点 位置

- 17 土佐清水市下の加江字浜芝2808ノ2地の標柱
- 18 標点17の地点から140度150メートルの地点
- 19 標点18の地点から153度90メートルの地点
- 20 標点19の地点から135度115メートルの地点
- 21 標点20の地点から200度50メートルの地点
- 22 標点21の地点から257度140メートルの地点
- 23 標点22の地点から270度60メートルの地点
- 24 標点23の地点から320度70メートルの地点
- 25 標点24の地点から188度65メートルの地点

標点17の地点から50度に引いた線、標点17の地点から標点25の地点までを順次に直線で結んだ線、標点25の地点から100度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域並びに

- 標点 位置
- 26 土佐清水市鍵掛字浜屋敷233番イノ1地先の標柱
  - 27 標点26の地点から190度140メートルの地点
  - 28 標点27の地点から170度80メートルの地点
  - 29 標点28の地点から262度70メートルの地点

標点26の地点から100度に引いた線、標点26の地点から標点29の地点までを順次に直線で結んだ線、標点29の地点から130度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

- 3 公聴会の開催日時  
平成26年9月22日（月）午後2時
- 4 公聴会の開催場所  
土佐清水市下ノ加江187-2 下浦青年会館

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年9月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
----	-------	---------	------------	-------

森田雄介 後援会	片岡 守春	片岡 節子	香美市土 佐山田町 南組2142 - 3	平26・8・ 1
竹内健造 後援会	竹内 健造	竹内 純子	須崎市大 間東町4 - 32	平26・8・ 13
松田健後 援会	松田 健	石川 浩幸	須崎市吾 井 郷 甲 551	平26・8・ 14
岡峯久雄 後援会	岡峯 久雄	矢野 健一	高岡郡四 万十町広 瀬178	平26・8・ 21

高知県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年9月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県建	山中 栄 広	異動なし	異動なし	平26・8・ 20
異動後	設支部	杉本 貞 雄			

高知県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年9月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
----	------------	-------	--------------	-------

たきざわ 満後援会	土佐清水市窪津 575番地1	大面 一義	解散	平26・ 8・8
--------------	-------------------	-------	----	-------------

-----  
 正 誤  
 -----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・2・14	9616	○告示	1	中 (25)	<u>小島225の1・576の6</u>	<u>小島1の1・576の6</u>